

第二十二回 参議院外務委員会會議録第六号

昭和三十年五月三十一日（火曜日）午前十一時六分開会

委員の異動

五月二十五日委員杉原荒太君辭任につき、その補欠として吉米地義三君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 石黒 忠篤君
理事 鹿島守之助君
小瀬 彬君
羽生 三七君

委員

大谷 齊雄君
梶原 茂嘉君
後藤 文夫君
佐藤 尚武君
佐多 忠隆君
曾祚 益君
吉米地義三君
須藤 五郎君
野村吉三郎君

政府委員

外務政務次官 園田 直君
外務大臣官房長 島津 久大君
外務省ア ジア局長 中川 融君
外務省条約局長 下田 武三君
外務省欧米局長 千葉 皓君
厚生省引揚 田辺 繁雄君
援護局長
水産庁長官 前谷 重夫君
事務局側
常任委員 渡辺 信雄君
会専門員

本日の會議に付した案件
○婦人の参政権に関する条約の批准について承認を求めるの件（内閣送付、予備審査）

○千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約の批准について承認を求めるの件（内閣送付、予備審査）
○国際情勢等に関する調査の件（海外残留邦人引揚問題に関する件）（漁業問題に関する件）

○委員長（石黒忠篤君） ただいまから外務委員会を開会いたします。
速記を中止して下さい。
〔速記中止〕

○委員長（石黒忠篤君） 速記を始め次に婦人の参政権に関する条約の批准について承認を求めるの件を議題といたします。

本件は衆議院において本日本會議に上るはずでございます。まず政府より提案の理由を御説明を願います。

○政府委員（園田直君） ただいま議題となりました婦人の参政権に関する条約の批准について承認を求めるの件につきまして提案理由を御説明いたします。

この条約は、国際連合が一九五二年の第七回總會で採択し、翌一九五三年三月三十一日に署名のために開放したものであります。わが国は、本年四月一日特命全權大使沢田廉三をしてこの条約に署名をいたさせました。この条約は、婦人の地位を国際的に

高めようとする国際連合の事業の一環として作成されたものでありまして、婦人に対し男子と対等の選挙権と被選挙権を保障すること及び婦人に対し公職就任の機会均等を保障することを内容とするものであります。

本条約に対しては、その趣旨及び内容に賛同して参加する国が統出している状況でありまして、この際わが国がこの条約の当事国となり得ることは、国際協力という見地から望ましいことであるばかりではなく、わが国においてすでに確保されている男子と対等な婦人の参政権を国際的にも確認することとなり、きわめて有意義であると考えられます。

よって、この条約の批准につき、御承認を求める次第であります。右の事情を了承せられ、慎重御審議の上本件につきすみやかに御承認あらんことを希望いたします。

この条約で何か格別の影響を受けることがあるのかどうか、そういう点、その三点をお伺いしたいと思っております。

○政府委員（下田武三君） 御質問の第一点につきましては、この条約に加入しておりませんおまな国といたしましては、アメリカとイギリスがございまして、これは一見奇異に感ずるのであります。これは一見奇異に感ずるのであります。これは一見奇異に感ずるのであります。

第二に、留保がいろいろの国によってつけられておりますが、その留保の意味は如何という御質問でございますが、これは大別して二つの留保がございまして、一つはソ連圏関係諸国の留保でございます。これはこの条約について紛争が起つた場合に、国際司法裁判所の強制管轄権を認めるといふ点とソ連邦諸国が受諾しがたいといふ点とを、強制管轄権を認めないといふ立場から留保をいたしておるのであります。

もう一つの国は、軍隊、警察等に於いて、おれの国では婦人に男子と同等

の就職の機会を認めておらんと、これはあまりに良心的過ぎる留保でございますが、これは軍隊、軍人に女性がい性と同性によりなれないことにはわかりきったことでありまして、留保を待つまでもなく、そういうことまで条約は強制するものでないことはわかりきったことであります。国内法制上それがなっておりますので、非常に良心的にそういう留保をした国がございまして、第三の御質問の点につきましては、わが国は憲法を初め諸法令におきまして、国家公務員法その他におきまして、女性に男性と全く同じ選挙権、被選挙権及び公職就任の機会をすでに与えられておりますので、この条約に参加することにしまして、国内的に何らの異なつた措置を要しないわけでありませぬ。

○羽生三七君 これに参加しておらない国は今の英米等のほか、どのくらいありますか。

○政府委員（下田武三君） 現在までのところ、この条約に署名をいたしました国はわが国を入れますと四十カ国でございますから、なお二十カ国という国が入っておらないわけでございます。

○羽生三七君 その署名しておらない国は、先ほどの英米等の署名をしない理由と同じなんですか、何か格別の違いがあるのでしょうか。

○政府委員（下田武三君） これはよくはつきりわかりませんが、おそらくそうではないのではないかと思います。たとえばイエーメンでございます。

か、リベリアでございますかと、そう
いう後進国、回教国はすべて参加し
ておられますが、これらの後進国または
回教国はまだ男性に対してすら普通
選挙権を施行してないという状態で、
ございまして、この条約に入りましては、
あまりにまだ国内体制が発達していな
いためかと思ひます。

○小瀬彬君 今下田君のお話で四十カ
国署名しておるといふのだが、署名と
批准とは違ひのようですが、この四十カ国
というのとはほとんど全部批准しておる
というのですか。

○政府委員(下田武三君) 四十カ国の
うち批准いたしております国は大体半
分、ただいまのところ十九カ国でござ
います。

○佐藤尚武君 今の条約局長のお話の
中にもありました、回教国は署名が
むずかしいのじゃないでしょうか。

○政府委員(下田武三君) 先般日本に
参りましたイエメンの総理大臣一行
の話によりますと、まあ友好条約の交
渉をいたしたのであります、相手の
の様子を聞きまして、あまりわが国と
雲泥の差があるのに驚くようなのです
が、もちろん普通選挙というものは施
行されておられません。また条約なん
というものはどういふ手續によつて批准
されるものであるかという、国会は
条約の協賛権を持っております。日
本で申しますと、枢密院に當るもので
ございまして、枢密院に當るもので
ございまして、そのアドバ
イザブル・カウンスルにいろいろ相談
して、キングが批准するのだというこ
とでありまして、これはイエメンの
みならず、後進国はあるいはみなそ
うかもしれませんが、非常にまだおくれ

た段階にあるように承知いたしましたし
ました。
○佐藤尚武君 ただいまのは婦人の参
政権の問題でございまして、そのほ
かに婦人に対して社会上のいろいろな
制約があるのでは、どうも回教国の参
加を期待するといふようなことは、こ
れは風俗習慣がだんだん変わつてくれ
ば別問題ですが、しかしそれには非常
に長く時間がかかるわけですから、
ほとんど望みないのじゃないかとい
う感じがします。そうすると、回教徒
の国を除いたり、あるいはリベリア等
の後進国を除いたりして、比較的限られ
た国々の間でのみこれは締結される
ということになりそうに思ひます。も
ちろんそれはそれで差しつかえない
でしょうが、事實はそうなるんじゃない
でしょうか。

○政府委員(下田武三君) 全く仰せの
通りだと存じます。現在国連加盟の六
十カ国のうち大体三分の二の四十カ
国が署名いたしておりますが、回教国
のごときは、最も近い将来にこの条約
に入るといふことは望み得ない国だ
ろうと思ひます。
○羽生三七君 先ほどの御説明にあつ
た、この英米等がこれに署名してお
らないといふことは、まあこの婦人参
政権といふよりなものは国内的なもの
で、何か国内法と抵触することでも考
えられるといふことも一つの理由でし
ょうが、どうもそういうことになつて
くると、何も婦人参政権だけではな
しに、国際条約で国内法と抵触する
と考へられるのはたゞさんほかにもある
と思ひます、なぜ英米のような、婦人
参政権を最も早く実行して、かつ熱心
な国が、これに署名してないといふ

ことは、なかなかそれだけではちよつ
と納得しがたいのですが、それだけの
単純な理由ででしょうか。

○政府委員(下田武三君) 英米におき
ましては、この国内法に抵触するとい
ふ理由からそれをしないのではないと
存じます。つまり法律以前の問題、す
なわち政治的自信の問題として、こ
ういふことは国民が自分で態度をきめ
るべき問題であつて、国際間の条約で
やかく言ひべきものではないといふ考
えも出てくるものだと思います。

○後藤文夫君 ちよつとその点を少し
私は伺いたと思つたのですが、この
条約に参加するといふこと自体が日本
にとつては別に何も變つた影響はない
といふわけですか。

それから条約に加盟している国は大
体同じような状況ではないでし
ょうか、どうでしょうか。また国内法がそ
こに至らない国であつても、条約に加
盟するといふ例はございませぬのでし
ょうか、どうでしょうか。

○政府委員(下田武三君) 御もつとも
な仰せでございますが、おそらく日本
のみならず、この条約に参加すること
によつて直接受ける実績はほとんどす
べての国に対して同じことであらうと
存じます。ただ、しいてどういふこと
に実績があるかと申しますと、これ
は全く仮定の理論上の問題でございま
すが、ある国で現在は婦人参政権を認
めていたにいたして、それは將來
憲法なり、国内法なりを改正いたし
ますと、国内には婦人から選挙権、
被選挙権または公職就任の機会を奪
うことが国内法の改正によつて可能であ
るわけでありませぬ。しかし一たびこの
条約に加入いたしましたして、国際的に約

束いたしました以上は、国内法で改正
しようといふ自由が縛られることに相
なるわけでございます、その点がま
あしいて意義があるといへばあると存
ぜられるのであります。
○後藤文夫君 さような場合でも、も
し国内法を変へようと思へば、何か条
約から脱退の手續をとれば変へられる
わけでございますか。

○政府委員(下田武三君) 仰せの通り
であります。たとえばこの条約から脱
退いたしますれば、再びその自由を回
復できるわけでございます。

○後藤文夫君 そうしますと、この条
約は普通の法律拘束力を持つ、何か実
行しなければならぬ、あるいは相手国
に対して実行を求めることができると
いふ性質は非常に少ないと言ひますか、
一種の道徳的な、一種の宣言的な性格
を持つてゐるものと承知してよろしい
のでしょうか。

○政府委員(下田武三君) これまた全
く仰せの通りでございます、この条
約は参加国に相互間に権利義務の關係
を設定するといふ条約ではございませ
んで、全く道徳的と申しますか、政治
的に申しますか、そういうプリンシ
プルを確立しようといふ条約でございま
す。

○後藤文夫君 そういふ性質の条約と
いふものは、いろいろな条約の条文の
中にさういふ性質の文句が入つてい
るといふことはあると思ひますが、他
にさういふ一種の宣言的な条約といふ
のはいろいろあるものでございませぬ
か。

○政府委員(下田武三君) こういふ条
約は実は昔はあまりございませぬで
ございました。こういふ条約ができ出
しましたのは、実は第二次大戦後国際連
合といふものができまして、前の国際
連盟にあまり活動しなかつた部分、つ
まり経済、社会分野におきましての国
際協力といふことが非常に前面に押し
出されて参りました、この条約も実は
国連の経済、社会理事會のものにあり
ます、国連の人権委員會のうちの婦人
女性に關する問題を處理するボディが
イニシアチブをとりましてできまして
条約でございませぬ。まことに国際連
合設立後の新しい風潮に基いてできま
した所産でございませぬ。

○小瀬彬君 下田君にお伺ひしたいの
だけれども、先ほど羽生君の質問に対
して、これは法律前問題だから加入
しないだろう、アメリカやイギリスの
態度はさういふことにあるといふ御説
明だったので、私はアメリカの憲
法なんか詳しくないので教へてもら
いたいのだが、私の感じではこれは憲法
事項を束縛するやうな条約では困る
といふアメリカの考え方がありはせん
か。アメリカでは従来憲法が条約に優
先するといふやうな解釈をとつてい
るうちに、その辺のところが思ひだ
り、その辺のところをもう少し説明し
てもらいたいと思ひます。
○政府委員(下田武三君) アメリカの
参加いたしません理由は、一番大きな
ものは先ほど申し上げました。これら
は国内事項であるといふ考えであるの
でございませぬが、ただいま御指摘の憲
法制度、これは御承知のように、アメ
リカには憲法があるいは法律でも条約に
優先するのだといふ、国内法優位の考
えを抱いておる議員もおります。しか

しアメリカ政府として明確に国内法優位説は採用いたしておらないと思ひますが、確かに御指摘のような理由もあると思ひます。これは現にアメリカでは四十八州のうち六州では婦人は裁判における陪審員になれないという制度をとつておるところがござります。これは裁判というより冷静な見地に立つてものを判断する際に婦人というものはとかく被告や弁護士の言ひ分に感情的に動かされ過ぎるといふ考え方からだろふと思ふのであります。現にアメリカにおきましては六州では陪審員には婦人はなれないといふやうな国内法を持つてゐる国もござります。でござりまするから、やはり国内法との関係といふことも二次的の理由には相なつてゐると思ふのであります。

○小瀧彬君 一体日本では憲法の事項のようなものも国際条約で縛るという事は、これはもう当然のこととして政府の方で差しつかえないと考へ、議院が承認したらさうするといふ考へ方で進んでゐるのですか。その点をもう一度説明していただきたい。

○政府委員(下田武三君) わが国におきましては政府として公定解釈を内外に発表するといふ措置をとつたことにはございませぬが、しかし新憲法の九十八条におきまして条約、国際法といふものは非常に順守しなければならぬといふ国際法優位説ともとれるやうな規定がござります。しかしこれにつきましては、ただいままでのところ、憲法九十八条は国際条約や国際法の規定を国内法体制のうちに導入いたしましたして、憲法は国内法であるから国民に対して国際法の法規といふものも

ひとしく国民を縛るものであるといふ導入の規定であるといふように、ただいままでのところ解釈されておりました、どちらが優位かといふことをきめた条文ではないといふように解釈されておりました。

○榎原茂君 大体この条約の性格はわかるのであります。留保の関係です。留保を規定して、それでその留保に反対するといふは効力を生じないといふやうな事項が七条の後段にあるわけです。それから九条においてはこの条約の適用に關して締約国の間に紛争があると、さういふ場合は国際司法裁判所の手続によつて処理をするといふ条文があるのであります。一体この条約の性格からさういふ場合が起つてくるのかどうか、どういふ事柄が起ると予想されるか、その点について御説明を伺いたいと思ひます。

○政府委員(下田武三君) 国際法の一一般原則といつたしまして、条約のある締約国が留保をいたしました場合には、全締約国がその留保を承認しない限りには留保といふものは成り立たないといふのが一般原則でござります。にもかかわりませぬ、本条約におきましては、ただいま御指摘のやうに、なるべく条約に参加する國を多くしようといふ趣旨から第七條の特殊な規定を設けて、留保した國とその留保を承認しない國との間だけに条約関係は発生しない、しかしこれを承認する國との間には条約関係が発生するといふやうな特殊な規定をいたしまして、これは国際法の條約の留保に關する原則に非常な例外を設定するものであるといつたしまして非常に問題になりました。こ

ういふ一体例外的規定が有効であるかどうかといふことにつきまして、國連から國際司法裁判所の諮問的意見を徴したのでござります。國際司法裁判所は、これに對しましてはなほだはつきりしない答えをいたしたのであります。が、要するにそれは條約の趣旨と申しますか、根本目的に照らして判断すべきであつて、こゝいふ例外は必ずしも一般國際法から承認し得ないものであるとする必要はないといふ、まあ消極的の、肯定をするよふな意見を出しました。その結果、今日におきましては、この例外は國際間に認められるに至つたわけにござります。そこで一番問題になります。先ほどのおれの國は軍隊には婦人が入れないのだといふやうな点、さういふやうなことで問題になることはなないと思ひます。問題になりますのは、ソ連國諸國がやりました條約の解釈上の紛議等につきまして、國際司法裁判所の行政的管轄権を認めるおれの國は認めないといふのがソ連國の立場であります。それがけしからぬといつて承認しなかつた國、これは現実にござります。承認しませぬ國との間には従つて條約關係が発生しないわけでありませぬ。しかしまたこの條約の規定を逐一検討してみますと、解釈上の紛議について問題が発生するといふやうなことも實際問題として実は考えられないわけにござります。この七條の例外的規定を設定いたしました結果、ただいままでに國際的紛議は実は何ら発生してないといふのが現状にござります。

○榎原茂君 おそらくこの條約の形といひますか、さういふ新しい性格の條約なので、こゝいふのがつけ加つたのだらうと思ひます。實際上これが九條のごとき事態が起ることは予想されないものであります。ただいま局長が言われましたが、インドも留保しておられます。公共の秩序の維持に當る軍隊への徵募といふことはこゝいふのは常識的であつて、この公職の範圍外であるといふやうな、條約との關係においてはインド等の留保があつたが、それは非常に良心的にむしる考へ過ぎてゐるやのお話でありました。しかし、こゝいふことはやはり實際の問題として、は相當重要じゃないかと思ひます。差別待遇をするといふわけにはない。公職の性質からいふわけには、第七條に限つてゐる場合があり得る。さう思ふのですが、自衛隊はどうなつておられますか。私は知りませんが、公衆の秩序維持とか、治安維持とかいふやうな性質の公職については、こゝいふやうにお考えになつてゐるか、この條約の關連について一つ伺いたい。

○政府委員(下田武三君) 軍隊や警察の職務に、ある國が女性の就任の機会を与えないと申しますことは、これは何と申しますか、女性の肉体的本質から来る當然のことでありまして、何もそのために留保をする必要がないほど當然ではないかと思われのであります。でござりまするから、留保をしない國でも、何ら留保をしない、しかし自國では軍隊に婦人を入れない、これはたくさんあるわけにござります。でござりまするから、私はさういふ留保は實に良心的ではありますけれども、必要はないのじゃないかと考へておるのにござります。従ひまして、わが國が

批准をする場合にもさういふ留保は必要のないのじゃないかと考へておられます。

○榎原茂君 さうしますと、この三條にある国内法云々その公職は女性とさうしての体力その他の關係で、常識的に當然除外されるよふなもの、国内法で別段の規定をして、これは違反ではない、こゝいふやうに解釈されてゐるわけですね。

○政府委員(下田武三君) 實はこの三條の公職といふ言葉の定義につきまして、國連の第七總會におきまして非常な議論があつたのであります。條約を作る以上は、さうして條約の中に公職といふ字を使う以上は、定義を下すべきだといふ主張が一部からござりました。その点、いろいろ議論が沸騰したのであります。結局、公職とは何なりといふ定義を各國に共通した觀念から規定するといふことは不可能だといふことが結論になりまして、その点は常識にまかそうといふことに相なつて定義を下さなかつたわけでありませぬ。その際、もちろん軍隊や警察は公職と認められるか認めないかといふ問題も提起されたのでござりまするが、それはもう肉體上の差異に基づくものであつて、国内法でそれを除くといつても、これは當然のことである、従つて定義の中にわざわざそれを規定する必要はないといふ論が勝ちを占めたやうな次第にござります。

○委員(石黒忠篤君) この際申し上げておきますが、條約局長は余剩農産物に關する條約の調印式に外相と同行のため十一時五十分退席をされます。もつとも政務次官、西堀條約第二課長とも出席されておりますので、審

議は続けていきたいと思ひます。他に御質疑はございませんか。——御質疑もないようでありませうから、質疑は終了いたしましたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(石黒忠篤君) 御異議ないと認めて、質疑は結局したものと認めさせていただきます。

○委員長(石黒忠篤君) 次に千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に關する条約の批准について承認を求めたいと存じます。

○政府委員(岡田直君) ただいま議題となりました千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に關する条約の批准について承認を求めたいと存じます。

この条約は、國際連盟主催のもとに、一九三六年にジュネーブで開催された麻薬不正取引防止會議において作成されたものでありまして、わが國は、同年六月二十六日に署名を行なつたのでありますが、その後、戰爭等の理由により批准が延期されたまま今日にいたりました。

この条約は、わが國が、さきに當事國となつてゐる麻薬に關する一九二一年一月二十三日のヘーグ條約、一九二五年二月十九日及び一九三一年七月十三日のジュネーブ條約の補足條約であります。これら三條約に対する違反行為を國際的に訴追処罰するための措置を拡充することを内容としております。従つて、わが國は、この條約の當事國となる場合には、麻薬の毒流流入

に對する防衛態勢を一層強化できるばかりでなく、麻薬の分野に對する國際協力を一層促進することができるようになるわけでありませう。

この條約は、一九三九年十月二十六日に既に効力を生じておりまして、わが國としましては、以上に述べました利点を考慮に入れ、この際批准を行ひ、この分野に對する國際協力の實をあげる必要があると考へます。

よつて、この條約につき、御承認を求め次第であります。

右の事情を了承せられ、慎重御審議の上本件につきすみやかに御承認あらんことを希望いたします。

○委員長(石黒忠篤君) 本件についての質疑は次回に譲ることによつていただきます。

○委員長(石黒忠篤君) 次に、國際情勢等に關する調査を議題といたします。

○佐多忠隆君 では、日ソ交渉がいよいよ始まろうといつたしてあります。政府はその場合に在りてソ留邦人の歸還の問題に最も力を入れて交渉にならうといふことが伝えられておりますが、この留邦邦人の実情についていろいろ明らかに伝えられておりますので、一応あらためてここで日本側の正確なこれまでの調査の結果をまず御報告をお願いいたします。

○政府委員(田辺繁雄君) ソ連地域における未歸還者の状態につきましては、昨年九月厚生省で未歸還者消息の現状といふものを作りました。これによりまして、ソ連地域における未歸還者は昨年の五月一日現在で一万三千六百三十一名でございます。これは正

規に申しますと、ソ連と外蒙古でございます。未歸還者と申すのは、あの時期に對しての生存の資料のある者、不確実な死亡資料があつていまだ死亡と断定できない者を全部網羅いたしております。この数字は國內に對する調査の数字に伴つてだんだんと変わつてくるわけでありませうが、總數は現在ではソ連地域が約一万一千名程度であると御了承いただきたいと思います。

これは死亡処理等が行われませう結果、だんだんと減つて参つたわけでありませう。この中で現在どのくらい生存して居る点がございましては、まず確実な点として、赤十字社名簿に載つて居る方でありませう。これは千三百一十一名でございます。当初、この名簿に載せられておりましたものは千四百七十七名でございます。そのうちで千十五名は歸還をいたして居ります。一名はすでに死亡をいたして居ります。従つて、十六名差し引きますといふと、千三百一十一名と相なるわけでありませう。それからこの名簿には載つておられませうけれども、現地から通信の來て居るものが百四十名ございませう。昭和二十七年以降現地から通信のあるものでございませう。従ひまして、その合計が千七百七十一名と相なるわけでありませう。そのほかにソ連から歸つた人の証言によつて生存して居ると見込まれる者の數でございますが、およそ、三百名程度と推定いたして居ります。これは現地から歸つた方の証言によつて、どここの地域に何名くらいの人がおつたといふ証言をとつて居るわけでありませうが、氏名の判明して居る者もあり、判明して居ない者もございませう。また殘留事情の

明確にわかつて居る人もあり、はつきりわかつて居ない人もございませう。なおまた、これは引揚者のあつた地点についての情報でございますので、引き揚げのなかつた地点についての殘留の事情はわからないわけでございます。それから千島、樺太關係は歸還者があまり多くありませんので、正確な數はわかりませうが、おおよそ、一千名前後ではないかと推定いたして居ります。大部分は、一般居留民として残つて居る方が多いと考へて居ります。

以上、きつめて簡單でございませうが、概要を御説明いたしました次第であります。

○佐多忠隆君 そつすると、千島、樺太關係を除きまして、今のお話だと、確実な生存者として考へられるのはどのくらいですか。

○政府委員(田辺繁雄君) 赤十字名簿に載つて居る人は、これは確実と考へてよろしいと思ひます。向うから渡された名簿でございませうので、それが現在千三百一十一名残つて居るのであります。現地から通信のありました者、これは昭和二十七年以降通信の來たものが百四十名ございませう。確実に生存して居ることがわかるわけでありませう。それから二十八年度の十二月以降三回にわたつてソ連から引き揚げがございませう。その歸還者の証言によつて生存して居ることが確実だと見きわめられる者が、おおよそ、三百名程度であらうと推定いたされませう。これは數は、歸還者の証言でございませうので、あるいは多少違ひがあるかと思ひますが、まあ三百名前後ではないかと推定されて居ります。この中には

名前のわからない人も入つて居りますので、名前はわからないが、たしかに日本人があつたといふ數字も入つて居ります。合計いたしますと、千四百五十名から千五百名の間ではないかと考へます。

○佐多忠隆君 それらの諸君は、日本人の戦犯は別として、そのほかの人たちは、何といひますか、國際法上といふか、戰時國際法上といふか、どういふ形で殘留して居るといふことになつて居るのか。何かソ連の方からの通知によつて、赤十字社名簿に載つて居る者だけで、それ以外にないといふよりなこともなつて居るようでありませうが、それらの食い違ひを日本側としてはどういふふうにお考へになつて居るのか。

○政府委員(田辺繁雄君) 赤十字社名簿に載つて居る人たちにございませうが、既決軍事俘虜名簿といふのがあります。すなわち、判決を受けた軍事上の俘虜名簿といふ意味であらうと思ひます。そのほか現実に二十七年以降通信の來たものが百四十名おるわけでありませう。従つて、その人がソ連におることは確実かと考へて居ります。それからそのほかには、残つて居るかといふ問題は、これは現地から歸つた人によつて一々聞いて調査する以外にないのでございませうが、その數は、先ほど申し上げた通りでございませう。現在残つておられる方の大部分は、何らかの名義によつて刑を受けて、受刑中の者でございませう。刑が満了になつて釈放になつても、そのあと自由民として居る方は百名程度ではないかと推定いたして居ります。

○佐多忠隆君 そりしますと、この現地から通信があった人、これらは通信は公けに許されているのかどうか。それから今の既決軍事俘虜以外の現地通信者百四十名、あるいは推定の三百人、そういう者に対しては、こちらからは通信が許されているのかどうか。あるいは許されるのかどうか、その辺の事情はどういうふうになっておりますか。

○政府委員(田辺繁雄君) 通信の来ている人につきましては、通信が許可されているものと考えております。

○佐多忠隆君 こちらからは……

○政府委員(田辺繁雄君) こちらからは、通信の来ている人については往復で、たしかP.W.通信と書いておられますが、大部分はこちらからも通信が出せるはずでございます。

○佐多忠隆君 そりすると、ソ連が言っている既決軍事俘虜以外にそういう現地通信者がいるとすれば、そういう者の数字は、ただ通信によって確認をしておるのみならず、ソ連との間に何か交渉をされて、確認をするような努力を今までにされたのかどうか。そういう点では何ら今までに措置はとられていないのか。その辺の事情はどうなっておりますか。

○政府委員(田辺繁雄君) 実は厚生省といたしましては、引揚問題、未帰還問題の解決のために、生存残留者の早期送還ということと相並びまして、状況不明者の調査、究明ということを重要な一環として考えておるわけでありまして。今日未帰還者の中で、状況不明者が八五〇の多数に及んでいる状態でございます。終戦後十年になる今日、家族としては非常にこれが心痛の

種でございます。また家庭上のいろいろな問題を解決する上から見ましても、せめて生きていくか死んでいるかだけでも知らしてほしいという、ごもっともな強い要求があるのでございまして。そこで、厚生省といたしましては、状況不明者の調査という点に重点をおきまして、今日まで国内的なあらゆる調査を進めてきておったようなわけでございますが、すでに十年もたつてございまして、終戦直後帰つてこられた帰還者によっていろいろの資料を聞きただし、その後の状態を逐一明らかにしていくということには、その能力が上らない状態になってきておるわけでございます。そこで、何とかしてできるだけ早くそういう点をつかみたいと思ひまして、日赤を通じていろいろの安否の照会等をしていましておられますけれども、これも今日までのところ、はかばかしい成果をあげておらない状態でございます。そういう点からいまして、

○佐多忠隆君 内閣に設置されておりました引揚同胞対策審議会におきまして、その問題についていろいろ相談いたしました結果、これは関係各省の次官と民間の関係団体の代表者をもって構成されておられます審議会でございますが、そこでは未帰還問題解決のための引き揚げの促進並びにこの状況不明者の調査究明については、関係当事国間において隔意なく折衝を行なつて、その解決が期せられるべき問題でありま

○佐多忠隆君 今の厚生省のお話によりますと、生存者その他の確実な調査を至急にやるべきだという決議がなされて、それが総理大臣に通達され、外務省に移されておるのですが、外務省はその決議をどういふふうに通達なく実行されたか、どういふふうな運びになつておるか、その点の御報告を外務省からお願ひいたします。

○政府委員(中川融君) ただいま厚生省側から御説明のありました現地において残留しております人のうちで、状況が不明な者の調査ということにつきましては、外務省におきまして厚生省から教次にわたりまして御要望を承わっており、国会の決議の趣旨も十分拜聴しております。中共及びソ連地区にまだ残存しております同胞の調査ということについては、従来からも全力を尽してやっておりますが、従来何と申しましても政府が直接手を出すことができなかったために偏靴掻痒の感があつたのであります。主として日赤にお願ひいたしました機会あるごとに日赤からソ連なり中共の赤十字あてに、生存者の帰還のみならず、その状況調査ということを常に先方に連絡をしておるのであります。ところが今回ソ連につきましては、直接政府間に国交回復の交渉が行われることになりまして、引揚問題を直接ソ連との政府間の交渉に移すことができる段階になりました。詳細な資料を松本全権に携行してもらつて、これをいよいよ第一の議題として取り上げて先方と交渉してもらつて、手はずにいたしておるのであります。

○佐多忠隆君 今の厚生省のお話によると、生存者その他の確実な調査を至急にやるべきだという決議がなされて、それが総理大臣に通達され、外務省に移されておるのですが、外務省はその決議をどういふふうに通達なく実行されたか、どういふふうな運びになつておるか、その点の御報告を外務省からお願ひいたします。

○政府委員(中川融君) ただいま厚生省側から御説明のありました現地において残留しております人のうちで、状況が不明な者の調査ということにつきましては、外務省におきまして厚生省から教次にわたりまして御要望を承わっており、国会の決議の趣旨も十分拜聴しております。中共及びソ連地区にまだ残存しております同胞の調査ということについては、従来からも全力を尽してやっておりますが、従来何と申しましても政府が直接手を出すことができなかったために偏靴掻痒の感があつたのであります。主として日赤にお願ひいたしました機会あるごとに日赤からソ連なり中共の赤十字あてに、生存者の帰還のみならず、その状況調査ということを常に先方に連絡をしておるのであります。ところが今回ソ連につきましては、直接政府間に国交回復の交渉が行われることになりまして、引揚問題を直接ソ連との政府間の交渉に移すことができる段階になりました。詳細な資料を松本全権に携行してもらつて、これをいよいよ第一の議題として取り上げて先方と交渉してもらつて、手はずにいたしておるのであります。

○佐多忠隆君 今の厚生省のお話によると、生存者その他の確実な調査を至急にやるべきだという決議がなされて、それが総理大臣に通達され、外務省に移されておるのですが、外務省はその決議をどういふふうに通達なく実行されたか、どういふふうな運びになつておるか、その点の御報告を外務省からお願ひいたします。

○佐多忠隆君 今の厚生省のお話によると、生存者その他の確実な調査を至急にやるべきだという決議がなされて、それが総理大臣に通達され、外務省に移されておるのですが、外務省はその決議をどういふふうに通達なく実行されたか、どういふふうな運びになつておるか、その点の御報告を外務省からお願ひいたします。

○佐多忠隆君 今の厚生省のお話によると、生存者その他の確実な調査を至急にやるべきだという決議がなされて、それが総理大臣に通達され、外務省に移されておるのですが、外務省はその決議をどういふふうに通達なく実行されたか、どういふふうな運びになつておるか、その点の御報告を外務省からお願ひいたします。

○佐多忠隆君 今の厚生省のお話によると、生存者その他の確実な調査を至急にやるべきだという決議がなされて、それが総理大臣に通達され、外務省に移されておるのですが、外務省はその決議をどういふふうに通達なく実行されたか、どういふふうな運びになつておるか、その点の御報告を外務省からお願ひいたします。

○佐多忠隆君 今の厚生省のお話によると、生存者その他の確実な調査を至急にやるべきだという決議がなされて、それが総理大臣に通達され、外務省に移されておるのですが、外務省はその決議をどういふふうに通達なく実行されたか、どういふふうな運びになつておるか、その点の御報告を外務省からお願ひいたします。

○佐多忠隆君 今の厚生省のお話によると、生存者その他の確実な調査を至急にやるべきだという決議がなされて、それが総理大臣に通達され、外務省に移されておるのですが、外務省はその決議をどういふふうに通達なく実行されたか、どういふふうな運びになつておるか、その点の御報告を外務省からお願ひいたします。

○佐多忠隆君 今の厚生省のお話によると、生存者その他の確実な調査を至急にやるべきだという決議がなされて、それが総理大臣に通達され、外務省に移されておるのですが、外務省はその決議をどういふふうに通達なく実行されたか、どういふふうな運びになつておるか、その点の御報告を外務省からお願ひいたします。

○佐多忠隆君 今の厚生省のお話によると、生存者その他の確実な調査を至急にやるべきだという決議がなされて、それが総理大臣に通達され、外務省に移されておるのですが、外務省はその決議をどういふふうに通達なく実行されたか、どういふふうな運びになつておるか、その点の御報告を外務省からお願ひいたします。

○佐多忠隆君 今の厚生省のお話によると、生存者その他の確実な調査を至急にやるべきだという決議がなされて、それが総理大臣に通達され、外務省に移されておるのですが、外務省はその決議をどういふふうに通達なく実行されたか、どういふふうな運びになつておるか、その点の御報告を外務省からお願ひいたします。

○佐多忠隆君 今の厚生省のお話によると、生存者その他の確実な調査を至急にやるべきだという決議がなされて、それが総理大臣に通達され、外務省に移されておるのですが、外務省はその決議をどういふふうに通達なく実行されたか、どういふふうな運びになつておるか、その点の御報告を外務省からお願ひいたします。

○佐多忠隆君 今の厚生省のお話によると、生存者その他の確実な調査を至急にやるべきだという決議がなされて、それが総理大臣に通達され、外務省に移されておるのですが、外務省はその決議をどういふふうに通達なく実行されたか、どういふふうな運びになつておるか、その点の御報告を外務省からお願ひいたします。

○佐多忠隆君 今の厚生省のお話によると、生存者その他の確実な調査を至急にやるべきだという決議がなされて、それが総理大臣に通達され、外務省に移されておるのですが、外務省はその決議をどういふふうに通達なく実行されたか、どういふふうな運びになつておるか、その点の御報告を外務省からお願ひいたします。

○佐多忠隆君 今の厚生省のお話によると、生存者その他の確実な調査を至急にやるべきだという決議がなされて、それが総理大臣に通達され、外務省に移されておるのですが、外務省はその決議をどういふふうに通達なく実行されたか、どういふふうな運びになつておるか、その点の御報告を外務省からお願ひいたします。

○佐多忠隆君 今の厚生省のお話によると、生存者その他の確実な調査を至急にやるべきだという決議がなされて、それが総理大臣に通達され、外務省に移されておるのですが、外務省はその決議をどういふふうに通達なく実行されたか、どういふふうな運びになつておるか、その点の御報告を外務省からお願ひいたします。

○佐多忠隆君 今の厚生省のお話によると、生存者その他の確実な調査を至急にやるべきだという決議がなされて、それが総理大臣に通達され、外務省に移されておるのですが、外務省はその決議をどういふふうに通達なく実行されたか、どういふふうな運びになつておるか、その点の御報告を外務省からお願ひいたします。

○佐多忠隆君 今の厚生省のお話によると、生存者その他の確実な調査を至急にやるべきだという決議がなされて、それが総理大臣に通達され、外務省に移されておるのですが、外務省はその決議をどういふふうに通達なく実行されたか、どういふふうな運びになつておるか、その点の御報告を外務省からお願ひいたします。

○佐多忠隆君 今の厚生省のお話によると、生存者その他の確実な調査を至急にやるべきだという決議がなされて、それが総理大臣に通達され、外務省に移されておるのですが、外務省はその決議をどういふふうに通達なく実行されたか、どういふふうな運びになつておるか、その点の御報告を外務省からお願ひいたします。

○佐多忠隆君 今の厚生省のお話によると、生存者その他の確実な調査を至急にやるべきだという決議がなされて、それが総理大臣に通達され、外務省に移されておるのですが、外務省はその決議をどういふふうに通達なく実行されたか、どういふふうな運びになつておるか、その点の御報告を外務省からお願ひいたします。

○佐多忠隆君 今の厚生省のお話によると、生存者その他の確実な調査を至急にやるべきだという決議がなされて、それが総理大臣に通達され、外務省に移されておるのですが、外務省はその決議をどういふふうに通達なく実行されたか、どういふふうな運びになつておるか、その点の御報告を外務省からお願ひいたします。

○佐多忠隆君 今の厚生省のお話によると、生存者その他の確実な調査を至急にやるべきだという決議がなされて、それが総理大臣に通達され、外務省に移されておるのですが、外務省はその決議をどういふふうに通達なく実行されたか、どういふふうな運びになつておるか、その点の御報告を外務省からお願ひいたします。

○佐多忠隆君 今の厚生省のお話によると、生存者その他の確実な調査を至急にやるべきだという決議がなされて、それが総理大臣に通達され、外務省に移されておるのですが、外務省はその決議をどういふふうに通達なく実行されたか、どういふふうな運びになつておるか、その点の御報告を外務省からお願ひいたします。

○佐多忠隆君 今の厚生省のお話によると、生存者その他の確実な調査を至急にやるべきだという決議がなされて、それが総理大臣に通達され、外務省に移されておるのですが、外務省はその決議をどういふふうに通達なく実行されたか、どういふふうな運びになつておるか、その点の御報告を外務省からお願ひいたします。

乗つてきて、これを交渉する際にはまず引揚問題というよりなるものが、向うのパーゼンの対象に使われるおそれなしと誰が保証し得よう。しかりとすれば、今のような論法で外務省の政府委員が考えているならば、何も今になってロンドンでやらんで、もつと早くやればよかつた。これは佐多君の言ひ通りで、一体今の説明は非常に私には腑に落ちないわけでありませう。またそうすれば、中共の問題もほかの団体を通じてやつた方が都合がいいからと思ふ。私は少くとも外務大臣はそういうふうな考えていないだらうと思ふのだが、今の説明には私は矛盾があると思ふので、その点についてはつきりと外務省の政府委員の方から答弁してもらいたい。

○政府委員(中川融吉) 先ほど私が説明いたしましたことにおきまして言葉が足りないためにお叱りを受けたやうな結果になつたのでありますが、私は引揚問題に専心しております事務当局としての立場からのいろいろな考へ方を申し上げたのであります。われわれは常に、もう久しい以前から留守家族の人々からこの問題については、政府が民間団体にまかしておかず直接交渉に乗り出すやうにという、強い期待と要望を受けてきておるのであります。これにつきましては、国際法上その他からいろいろの議論があることは承知しておりますが、なお、引揚問題をできるだけ促進したいという事務当局の見地からは、その国際法上いろいろな支障また大きな意味におきましての日本の国際的地位に関する支障、これまたあるのでありまして、それら

のものをも、いわばこの人道的問題という点に考えを集めたしまして、いわば押し切つてやるべきではないかという意見を考へたのでありますが、これはただいま小瀧委員の御指摘になりましたように、当時におきます共產主義諸国の政策というよりなるもの、またさらに国際情勢という大きな客観的事実等から、やはり大局的判断においてはそのようなことは適当でない、また国際法上の制約もあるものであります。従つてこれは実現を見なかつたのであります。最近に至りまして、共産圏の政策というものも非常に柔軟性を帯びて参りまして、日本がじつとしていでも向うから誘ひかけてくる、こゝろいうような事態になつてきたのであります。従つて直接交渉という問題も、比較的そのような制約を顧慮せずにより得るやうな情勢になつてきた、かやうに考へるのであります。事務当局の見地から申せば、従つて現在の希望が実現しやうい情勢になつておる、こゝろいうやうになつてきておると考へるのであります。なお、ソ連との交渉に当りまして、引揚問題をまず前提として提起すべきである、これは全くわれわれもそう思つておるのであります。たまたま揆を一にして同じ人が交渉に当るといふこと、これがいわば交渉の一部になり、その内容になり、条件の一つになるというふうに見るのでございませうが、気持としては、この問題はいわば交渉の前提である、これを片づけ得ないやうであるならば、交渉自体も問題にするに足らないと、このぐらゐの考へで臨むのでありまして、時期がたまたまおくれましたことはございませうが、これは

やはり本格的な国交回復の交渉が行われ、それに権威ある全権が出るということを目の前に控えながら、別に引揚問題のために別個のルートで直接交渉をするというの、効果の上から適当でないと思へまして、同一の人がこれに当るといふことになつたのでございませう。決して引揚問題を交渉の一つの内容として、それを折衝の題材に供するといふ考へではないのでございませう。御了承お願いいたします。

○小瀧彬君 私はいこで今政治論をしようとするのじゃないが、中川君にもう一度最後にお伺いしておきたいのは、なるほど偶然同じ人がやつたといふふりに言つておられる。しかし当方の考へ方はさうであつても、ロンドンというところで、正式な国交回復の全権委員というものを、それを出しておいてやれば、向うが一つの交渉の内容にとるのは当然だらうと思ふのです。そこで一体それは、重光さんに聞くべき問題だけれども、あなた方事務当局では非常に一生懸命やつておられるといふのだが、まずそれを前提としてやつて、そのあとで正式の国交回復の全権を任命してもいいと思ふのだが、それを、熱心に引き揚げのことを考へえになつておるならば、さういふやり方を進言されたかどうか。事務当局は一体さういふ取り計らい方について一括して全権を出せば、かえつてこれが向うのパーゼンに使われはせんかといふ点は、専門家の諸君はよくわかつておられるはずなんだが、鳩山総理は、何といわれても、諸君としてはいかなる意見を持つておられたか、もう一度念のため、今後の重光大臣に質問する都合もあるから、お伺いしておきます。

○政府委員(中川融吉) ただいま御指摘になりましたように、在ソの邦人引揚問題について直接交渉してみたらどうかといふ考へは、ことしの初めからわれわれは持つていたのであります。そのための具体案をいろいろ考へまして、たとえばニューヨークあるいはワシントンにおきまして、日本の在外使臣その他から直接ロシアの在外使臣の方にこの問題について働きかけ、あるいはロンドン等においてそれを使つて働きかけるといふやうな方法を考へまして、省内でこの作業をまとめていたのであります。大体さういふ方向で至急進めようといふ考へが熟しておりました際に、例の日ソ交渉をやつたらどうかといふ申し出があつたのであります。従つて先ほど申し上げましたやうに、偶然揆を一にした、時期が同じになつたといふのが真相でございませう。日ソ交渉も当初の予定では二月中あるいは少くとも三月には始まるというので、日ソ交渉の準備を急いでおつたことは御承知の通りであります。従つてわれわれも急速に引揚問題が同時に取り上げられる、二月三月中には取り上げられるといふつもりで、日ソ交渉と同じ人がこれに当るといふことで準備を進めたのであります。遺憾ながら日ソ交渉自体の方がいろいろの事情で六月に延びましたために、引揚問題の直接交渉もそれにいわば引きずられて今まで延びてきていたのであります。その点でははなはだ当初の期待に反しまして遺憾でありますけれども、なおしかし、この方法によつて先ほど申しましたやうに強力にこれを推進できると思へております。その効果を延引いたしましたことは、その効果

によつて償い得るのではないかといふふうに考へている次第でございませう。○小瀧彬君 私は非常に不満足でありますけれども、質問者がありますから、これで打ち切ります。

○佐多忠隆君 ソ連の戦犯既決軍事捕虜、その数は一応わかつたのであります。が、中共には現在どれぐらゐの戦犯あるいは残留者があり、戦犯はどういう状態にあるのか、その辺をお伺いたい。

○政府委員(田辺繁雄君) 昨年の秋に李徳全女史がいわゆる戦犯名簿を持つて参りました。それに登載されてある人員の総数は千六百九名でございませう。その他の生存残留見込数は約六千と推定いたしております。

○佐多忠隆君 その千六百九名の戦犯はすでに判決を受けているのかどうか、その辺の処刑といひますか、状況はどうなつておりますか。

○政府委員(田辺繁雄君) 戦犯名簿にはその点の記載がないのであります。刑の判決はだいたい受けていないのではないかと思つております。

○佐多忠隆君 その辺少しもおわかりになつていないやうで、向うからはまあいろいろな数字を言つておるやうですが、こゝでそれは繰り返しません。とにかく先ほど周恩来の申し出もあるんだから、今の戦犯千六百九名を向うから名簿をもらつたら、その名簿の員数だけしかわからないといふやうな態度でなく、もつとその内容その他をばつきり究明をして、早くこれらの処置なり、これらの帰れるなり何なりするやうなことの出来るやうな努力を、一つぜひ早急にやつていただきたい。先ほどそれが今までできなかった

○佐多忠隆君 その千六百九名の戦犯はすでに判決を受けているのかどうか、その辺の処刑といひますか、状況はどうなつておりますか。

○佐多忠隆君 その千六百九名の戦犯はすでに判決を受けているのかどうか、その辺の処刑といひますか、状況はどうなつておりますか。

政治的な責任論についてのいろいろな議論もありましたが、その過去の議論はわれわれが今さら問うところではない。過去は過去でいいのであって、將來において早急にこれらの問題の処置を、しかも先ほど申したように政府自身が表面に出て、直接の相手方として交渉されるように特に強く要望をしておきたいと思ひます。ちよつとソ連の戦犯との関連におきかへてお尋ねをしておきますが、アメリカあるいはその他の國々の關係の戦犯、内地にいる者その他の状況がどうなつてゐるか、その一つを御報告を願ひたい。

○政府委員(中川融君) 欧米諸國に關係の戦犯の内地に服役をしております者の數、その釈放をせられております者の状況等につきましては、はなはだ申しわけありませんが、担当官がただいまおりませんので、担当官に問ひ合はした上で、あらためて資料として提出するなり、あるいは御質問にお答へするようになつてほしいと思ひます。

○佐多忠隆君 ではこの次の機会にそれをあらためて御提出を願つて、ソ連に対して今言つたような交渉をされると同様に、その他の中共についてもあるいは欧米諸國についても、特に欧米諸國は政府が最も友好關係を誇つておられる國であるから、これらに対してはさらに積極的に、徹底的にこの戦犯處理の問題を交渉されることを特に希望をいたしておきます。同時に先ほどお話ししたいろいろな数字にわたるものは資料として一つ御提出を願ひたいと思ひます。

○對ソ交渉について北洋の漁業の問題がいろいろ問題になるだらうというこ

とが言われておりますが、北洋の漁業の現況はどうなつてゐるのか、特にソ連との交渉において問題になるいろいろな問題点その他について、まず一応御報告を願ひたい。

○政府委員(前谷重夫君) 北洋漁業につきましては、現在鮭鱈流し網につきまして約十四船団出てるわけでございます。對ソ關係は、従来の口領漁業は陸上基地を利用しての建網漁業が戦前あつたのでございます。そのほかに北千島を中心とした北千島の基地漁業、これが戦前あつたのでございます。なお戦前は鮭鱈流し網漁業は行なつておらなかつたわけでございます。そのいわけは口領漁業は口領の基地を利用しての漁業でございますし、北千島漁業は千島の基地を利用しての漁業でございます。なお、北海道の根室の近海におきますコンブ等の北海道の漁業がいろいろございます。これもやはり對ソ關係におきます關係があるわけでございます。そのほかこまかい問題といたしまして、灯台の点灯とかあるいは資源の情報の交換でございますとか、そういう無電の連絡上の問題でございますとか、あるいは海難救助の問題というような問題があるだらうと思ひます。

○佐多忠隆君 領海の問題はどういうふうになつてゐるのですか。

○政府委員(前谷重夫君) 領海の問題は、これは外務当局から詳しくはお聞きとりたいと思ひますが、いわゆる公海の問題としまして三海里ぐらゐの問題が議論としてあるわけでございます。

○佐多忠隆君 その議論の内容を外務省に伺ひたいと思ひます。

○佐多忠隆君

○政府委員(中川融君) 領海の範圍の御質問でございますが、御承知のように、従来領海の範圍は三海里であつたといふのが通説とされてきたのでありまして、多くの國が三海里の領海説をとつていたのであります。たとへばロシアあたりは十二海里を前から言つておりました。三海里説にくみしない。それ以上の領海を唱えるものも若干あつたのであります。しかし最近におきましては單純なる領海の區域以外に、いわゆる大陸棚等の思想によりまして、広範な海域にわたつて自國の權限を主張するといふ風潮が出てきたことは御承知の通りであります。日本としては領海は三海里というのを原則といたしまして、従来の慣行により、それ以上の領海を主張しております國の主張といふものはこれを考慮に入れつつ、諸般の條約なり取りきめなりいたしておきまして、必ずしも各國全部三海里であるべきであるといふような態度はとつていないのでございます。

○佐多忠隆君 ソ連との間にはそういう問題で、いろいろ領海の問題があると思ひますが、同じような問題はカナダあるいはアメリカあるいは朝鮮あたりとの關係においてもあると思ひます。それらの問題は現在の段階ではどういふところで話し合ひができておるか。將來もそれをどういふふうにしよつておられるのか。それとの関連において、ソ連との關係におきましてその領海の問題でどういふふうにお考へになるのか。

○政府委員(中川融君) 隣接國でありますたとへば朝鮮あるいは中国との間に水産資源の問題につきまして、いろ

○佐多忠隆君

いろの紛糾があるのでございますが、それは現在のところは領海の範圍が幾らといふことについての論争ではないのでありまして、もっと大きな大陸棚の思想あるいは防衛水域の思想、こゝろいふものに原因いたします紛争が起つておるのであります。これらの國が何海里の領海を一体主張してゐるのか、こゝろいふことも的確には明らかでございませぬ。大体各國、それから中共同領海としては三海里程度ではなからうか、かように考へておられます。なお、米國等との間におきましては領海としての問題はないのであります。むしろ水産漁業保護の見地から、日本の漁業といふものにつきまして制約を加ふる、こゝろいふような國際取りきめがこれらの國との漁業の交渉の内容になつておるのであります。ソ連につきましては、今回の松本代表が行きまして向うと話しす題目の一つに、水産漁業の問題が大きく入つておるのであります。これにつきましては、これは従来からもソ連の十二海里説、たとへば領海といふものをそのままに日本は認めていないのであります。御承知のように、領海内におきましても日本は漁区といふものを持ちまして、その中で漁業をする、こゝろいふ權利を持つていたのであります。これらの基本的な考え方は今後とも捨てないで漁業の交渉に當りたいと、かように考へておられます。

○佐多忠隆君 現在北洋で操業してゐる區域は海岸からはどれくらい海裏になつておられるのか、それは逐次最近違つてきてゐるのか、その辺はどういふふうになつておられますか。

○政府委員(前谷重夫君) 現在の北洋の鮭鱈流し網につきましては、許可制度をとりまして、その許可制度のもとで操業區域を定めておられます。これは昨年度におきましては、沿岸から三十マイルといふことになつておりましたが、本年度におきましてはこれを縮めておつて二十マイルといふことになつておるわけでありませぬ。なお、先ほど私戦前のことを申し上げましたときに、やはり戦前におきましても母船式の鮭鱈漁業はあつたのであります。現在のようないくつかの沖合における鮭鱈漁業はなかつたこと、こゝろいふ趣旨でございます。

○佐多忠隆君 北洋漁業のいろいろな事情をお聞きしたのでありますが、はつきりわからないのは、それらの状況であつて、それではソ連との交渉をする場合に、特に漁業問題として問題になる点はどういふものが問題になるとお考へになつておられるのか、その点をもう少しはつきり御説明願ひたい。

○政府委員(前谷重夫君) 北洋のソ連との漁業の關係におきましては、まず第一に現在行われております鮭鱈流し網漁業につきましては、操業の安全を確保したいと、かように考へておるわけでございます。また、得る限り沿岸に近くわれわれとしては操業したいといふ点があるわけでございます。千島漁場につきましては、これは漁場の性質及びこれに過去に従事いたしました漁民の關係上、でき得れば基地を利用することが漁場の利用上非常に幸いであるといふことに考へておるわけでございます。根室附近におきましては、ほとんどコンブ、ワカメ等の沿岸漁業の漁場になつておるわけ

○佐多忠隆君

○佐多忠隆君

○佐多忠隆君

ございます。この安全操業、それから漁業の性質上陸上基地を必要としたら、かように漁業の面から考えますと希望を持っているわけでございます。

○佐多忠隆君 この操業の安全の確保というところが非常に重要な問題になるようですが、今現在どういふ程度に操業の安全が脅かされているのか、実際の状況、それらがどういふ障害になつておるのか、それらを詳しく一つ。

○政府委員(前谷重夫君) ソ連関係の拿捕の問題は、議和発効後におきましては、今までに約二百隻程度ございましたが、そのうち百六十隻程度が帰還いたしております。三十隻程度の乗組員が二百二十人程度がまだ帰還をいたしておらないわけでございます。この拿捕の原因等につきましては、われわれの方も詳細わからないわけでございます。いわゆる領海侵犯だとかあるいはその他の理由によるものかはわかりませんが、一定の条約ができたときに一定の範囲内においては安全に操業ができるということを希望しておるわけでございます。

○佐多忠隆君 そりすると、そういう問題はすべてこれは漁業協定というよりな形で話がまとまるのか、あるいはそりてなくとも一般的な話としてまとまるのか、その辺は外務省としてはどういふふうか。

○政府委員(中川融君) ソ交渉の内容、あるいはどのような方針でやるかということにつきましては、本日担当官が見えておりませんので、はなはだ恐縮ですが、担当官の見えました機会に御質問願いたいと思ひます。

○小瀧彬君 水産庁長官が見えているこの機会にお伺いいたしたいのですが、中共との私的に結ばれた協定に対して、水産庁としてはいかなる態度をおとりになつておるのか、またその内容についてはいかなる見解を持っておられるか、概括的でもいいですから、本日この機会に一応御説明願いたい。

○政府委員(前谷重夫君) 中共とわが国との民間の漁業代表として協定が結ばれましたものは、六地区におきます漁業の操業上の協定というふうになります。一定の時期に相当の船がその漁区に競合いたします結果、漁場のいろいろな摩擦が起りますので、これは事実問題といたしまして操業の調整という形で同業者間におきまして協定ができたものというふうで考えておるわけでございます。従いまして、この辺につきましましては民間交渉によつて、そういう漁業協定ができたので、その実施等につきましても当然民間団体において協議の上で実施されるものという事で、われわれといたしましては民間協定の建前を尊重いたしまして、これの状況を見ておるといふふうな現状でございます。またその対策なり実施の方法につきましましては、それぞれ業界そりいう意味において業界が自主的にそれを実施していく、こういふ建前でもつていろいろその方法等について検討されておるようでございます。

○小瀧彬君 もしこれが満足なものではないけれども、この際やむを得ない措置としてでも政府の方でこれを黙認しておられるという事になれば、あるいは政府の行政的な措置からでも協力してやらないと、なかなかこの協定を実施する上での相互間の話し合いはむずかしいのじゃないかと思ふのですが、一体この業者間の自主的なやり方でうまくいきそうない見通しですか、どうですか。

○政府委員(前谷重夫君) 六漁区につきましては、当初私たちも船を特定するという事になりまして、非常に実施が困難じゃなからうかというふうで考えておりましたが、協定を見ますと、船は特定しないで、一定の時期におきます最高隻数を限定する、こういふ形になつております。従いまして現在主としてこれは以西底びきでございますが、福岡、山口を中心の地域、長崎の地域、それぞれ地域におきまして標識をつける、あるいはその操業について団体等でもちまして最高制限を守るように、具体的な措置として、業界内部でその内容が固まつておるよう承知いたしております。従いましてこれに対して政府が法令によつてどうするとかという、そういう政府としての措置は必要はないかと、かように考えております。

○小瀧彬君 それは政府の方がまあ事実行指導でもすればやりやすいと思ふのですが、それにそりいう措置をとられないかという事は、今後のいろいろ水産に関する交渉なんかに悪例を残すというふうな点も懸念せられておるかと考へてですか。その辺もあわせて御説明願ひたい。

○政府委員(前谷重夫君) この交渉の経緯を見ますと、民間交渉の建前上、交渉の議題として、たとえば資源の共同調査の問題とか、制限区域の問題等には触れ得なかつたように考へてお

ます。従いましてこの協定を見方によりますと、そりいうものに触れなかつたのはどういふわけかというふうな問題もあり、いろいろの問題もありますので、またその内容自体が事実上の漁業操業の協定という内容でもございますので、民間側の自主的な措置にまつのがよろうか、かように考へておるわけでございます。

○小瀧彬君 中共と関連してもう一つ朝鮮のことをお伺いしたいのは、船は従来すつと向うがとつて来ているんですが、人は相返返して来ている。これが従来の例であります。ところが最近になつて相当数の人が帰れない、向うの裁判の判決を認めるわけじゃないが、とにかく向うの建前からいつても、刑期がすんでしまつたような連中も、実は帰れないで相当抑留されていやしな

い、これについては船の問題とかいろいろ言うかもしませんが、私どもも直接関係しておる私どもの選挙区あたりから出た連中も、まだ帰っていないように私に私知しているんですが、これについて最近何らかの措置をとられようとしておるか、またいろいろな交渉が金公使を通じて行われているか、その点を外務省でも通産省でも検討しておりますが、御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(中川融君) 韓国に抑留されております日本の漁夫は、従来はお説の通り大体三ヶ月ないし六ヶ月いたしますと逐次帰つて来たのであります。判決では相当長期の刑の判決を受けましても、現地には大赦、特赦等によりまして、六ヶ月の間に帰つて来たのが例でございますが、御指摘になりましたごとく、最近この三ヶ月ほどの間には、どうも帰る漁夫がないのであります。

して、この点はわれわれも非常に不満に思ひまして、随時韓国側の注意と喚起しております。現に約三日ほど前に私は韓国代表部の人を私のところに呼びまして、この頃漁船の乗員の帰還する者が非常に少いというわけだ

らうか、できるだけ早く帰してもらいたい、ことに学生等であれば一人前になつていない人たちが、十数人もまだ昨年の十一月頃から抑留されたままになつておるケースがあるのでございまして、このようないふことは、もちろんのことながら、人道上の問題として未成年者をすみやかに帰して

もらいたいという注意を喚起した事実がある。先方も調査の上、できるだけ善処したい、かように申しております。どういふわけがこの頃釈放者が少いのであるかという事は、われわれも理由の発見に苦しんでおるところでございます。引き続きまして強力にこの帰還方を交渉いたしたいと考へております。

○小瀧彬君 今一体何人くらいとめられておるかということがまず一つと、今一体理由がわからないとおつしやるけれども、最近の京城あたりからの電報で見ると、北鮮と漁業協定をするとか貿易協定をするというよりなことが、あるいは政府の人によつて、あるいは民間において叫ばれ、あるいは事実上そりいうよりなことが行われておるといふうわさがある。私は相当これが影響していやしな

は如何ですか。

○政府委員(前谷重夫君) 人数については申し上げません。現在未帰還は船八十

四隻、人は二百八十四名でございます。

○政府委員(中川融君) 韓国側が最近対日態度が、従来相当よくならなかった。...

○小瀧彬君 貿易がないけれども、こういう支障を来しているというの... 船山総理大臣以下がしきりとこういうことを宣伝に使っておられるためだと思ひますから、私はここでそういふ点を局長に質問しようとは思ひませぬ。...

○須藤五郎君 質問じゃないのです。が、今朝の新聞などを見ますと、濃縮ウランを受け入れるにつきまして藤岡博士なども、自分が不明であったというふうな意見を述べておられるような段階でありますから、この委員会でも濃縮ウランの問題に關しまして、各専門家を呼んで、意見を聞く催しをしていただきたいと思ひます。...

○政府委員(前谷重夫君) アラフラ海の大陸棚の問題につきましては、大體司法裁判所に根本的な問題といたしましては提訴するというところで、合意書が大體双方の間に協議ができました。...

○政府委員(千葉皓君) 私欧米局長でございますけれども、濠州の關係は寺岡參事官がやっておりますから、詳しくは存じません。...

て、司法裁判所に付託するという話がないぶん前にききましたと記憶しておりますが、これはどうなつておるか、現実は船が過去の話し合の基礎によつてアラフラ海に出ておるようだけれど、あの件は如何に最近取りはかられていか、その進行状態はどうか、簡単に御説明願ひたい、これで私の質問を打ち切ります。

○委員長(石黒忠篤君) その件につきましても、よく理事諸君と相談いたしましたので決定いたします。...

○委員長(石黒忠篤君) その件につきましては、よく理事諸君と相談いたしましたので決定いたします。...

○委員長(石黒忠篤君) その件につきましては、よく理事諸君と相談いたしましたので決定いたします。...

○委員長(石黒忠篤君) その件につきましては、よく理事諸君と相談いたしましたので決定いたします。...

○委員長(石黒忠篤君) その件につきましては、よく理事諸君と相談いたしましたので決定いたします。...

だきたいと思ひます。...

○委員長(石黒忠篤君) その件につきましても、よく理事諸君と相談いたしましたので決定いたします。...

○委員長(石黒忠篤君) その件につきましては、よく理事諸君と相談いたしましたので決定いたします。...

○委員長(石黒忠篤君) その件につきましては、よく理事諸君と相談いたしましたので決定いたします。...

○委員長(石黒忠篤君) その件につきましては、よく理事諸君と相談いたしましたので決定いたします。...

○委員長(石黒忠篤君) その件につきましては、よく理事諸君と相談いたしましたので決定いたします。...

乗船地行旅費の貸付に改め、同条に次の三項を加える。

2 領事官は、前項の規定により送還を命ずる場合には、帰国者に対し、外務大臣の承認を経て、当該船舶に乗船するまでの必要な旅費(以下「乗船地行旅費」といふ)を貸し付けることができる。

3 前項の規定により乗船地行旅費の貸付を受けようとする帰国者は、政令で定めるところにより、領事官に対し、乗船地行旅費の貸付を申請しなければならない。

4 第一項の規定において乗船地行旅費とは、帰国者の在留地(その者が居住する地域であつて、本邦における市町村に準ずるものをいふ。以下同じ)又は外務大臣が指定する地から乗船地までの船賃、航空賃、鉄道賃、車賃並びに旅行中必要と認められる宿泊料及び食費で、帰国者が乗船地に到着するため必要な最低限度のものをいふ。

5 第一項の規定により乗船地行旅費若しくは帰国費に、「扶養義務者」を配偶者若しくは扶養義務者に、「帰国費若しくは」を「乗船地行旅費、帰国費」を「乗船地行旅費、帰国費」に改める。

第三條第一項中「前條の下に」第一項を加え、同條第三項中「領事官の駐在する國」を「帰国者の在留地又は外務大臣が指定する地」に、「当該國」を「当該在留地又は外務大臣が指定する地」に改める。

(乗船地行旅費、帰国費及び帰郷費に対する利息)

第五條 乗船地行旅費、帰国費及び帰郷費には、利息を附さないことができる。

第六條の見出しを「乗船地行旅費、帰国費、送還費及び帰郷費の償還」に改め、同條第一項中「第三條の規定により」を削り、同項中「帰国費」を「乗船地行旅費及び帰国費」に改め、同條第二項中「第二條の下に」第一項を加え、同條第四項及び第五項中「帰国費」を「乗船地行旅費、帰国費」に、「帰国者の扶養義務者」を「帰国者の配偶者又は扶養義務者」に、同條第六項中「帰国費」を「乗船地行旅費、帰国費」に、同條第七項中「扶養義務者」を「配偶者若しくは扶養義務者」に改める。

第七條の見出しを「乗船地行旅費、帰国費、送還費又は帰郷費の償還請求権の整理」に、同條第一項中「第五項の規定により帰国費」を「第五項の規定により乗船地行旅費若しくは帰国費」に、「扶養義務者」を「配偶者若しくは扶養義務者」に、「帰国費若しくは」を「乗船地行旅費、帰国費」を「乗船地行旅費、帰国費」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

五月二十八日本委員会に左の案件を付託された。一、ソ連外各地域の抑留同胞救出等に関する請願(第五〇三号)

第五〇三号 昭和三十年五月二十四日受理

ソ連外各地域の抑留同胞救出等に関する請願

請願者 京都市中京区夷川通烏丸西入 守山久次郎

紹介議員 大野木秀次郎君

終戦後十年を過ぎた現在、ソ連、中共地域等には、戦犯または犯罪者として抑留されている者が約三千名、生存を確認されている者が約八千名残留しており、そのほか約五万五千名の状況不明の者の問題が残されているが、現在進められている相互の赤十字による交渉でこれらの問題は逐次解決されているものの、これが完全解決は、各政府との外交による外はないから、(一)ソ連、中共その他の地域の未帰還者問題に対する交渉を早急に進め、特に栄養失調のため生命の危機にさらされているソ連抑留者に対しすみやかに救済物資を送ること、(二)未帰還者留守家族代表を含む現地調査団を当事国に派遣しこれが最終処理を行われないとの請願。

昭和三十年六月四日印刷

昭和三十年六月六日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局